

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-531 超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)(婦人科領域)の算定について

《令和 7 年 12 月 4 日新規》

○ 取扱い

- 1 婦人科領域における次の傷病名に対する D215「2」「ロ」(1) 超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)の算定は、原則として認められる。
 - (1) 子宮体癌(初診時(診断時))
 - (2) 子宮内膜ポリープ
 - (3) 子宮内膜症(薬物療法投薬期間以外)
 - (4) 子宮内膜増殖症
 - (5) 骨盤内腫瘍
 - (6) ダグラス窩膿瘍
- 2 婦人科領域における次の傷病名に対する D215「2」「ロ」(1) 超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)の算定は、原則として認められない。
 - (1) 細菌性膣炎
 - (2) 子宮付属器炎及び子宮周囲炎

○ 取扱いの根拠

婦人科領域における 1 の傷病名に対する超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)は、次のとおり臨床的有用性が高いと考えられる。

子宮内膜疾患や骨盤内腫瘍に対しては、子宮内膜の厚さ、病変の位置や広がり等を把握する目的で、直腸と子宮間の腹膜腔に膿が貯留するダグラス窩膿瘍に対しては、膿の有無を確認する目的で本検査を実施する。

一方、上記 2 の傷病名に対する超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)は、次のとおり臨床的有用性が低いと考えられる。

細菌性膣炎は、膣内の細菌叢(フローラ)のバランスが崩れることにより生じ、膣分泌物の視診、pH 測定、細菌顕微鏡検査により診断し、子宮付属器炎及び子宮周囲炎は、病原菌の感染により卵巣や卵管に炎症が生じた状態で、血液検査や細菌検査により炎症反応や原因菌を特定し診断することが一般的であり、当該検査の必要性は低いと判断される。

以上のことから、婦人科領域における D215「2」「ロ」(1) 超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)について、1 の傷病名に対する算定は原則として認められるが、2 の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断

した。